

# 役員選挙公告

広島大学消費生活協同組合定款および役員選挙規約にもとづき、下記により役員（理事、監事）立候補の受付を行う。

2023年3月27日

広島大学消費生活協同組合  
役員選挙管理委員会委員長

## 記

1. 役員選挙区及び選挙区ごとの定数は次のとおりです。  
理事25名（学生・院生13名、学生・院生以外12名）、監事4名
2. 立候補の資格  
組合員は、所定の手続きを経て、誰でも平等な権利をもって立候補することができる。ただし、以下の者は立候補することができない。
  - ① 成年被後見人、被保佐人または被補助人
  - ② 破産手続開始の決定を受け、復権していない者
  - ③ 旅行業法・宅地建物取引業法・古物営業法により、これらの事業を行う法人の役員に適さない者（各法に違反し何らかの処分を受けてから、5年を経過していない者など）
3. 立候補の方法  
立候補者は、公告された期間中に、役員選挙管理委員会が作成した用紙に必要事項を記入し、役員選挙管理委員長に届け出なければならない。未成年者が役員に立候補しようとするときは、法定代理人の同意書および保証書を添付しなければならない。所定の用紙は生協事務所に備えてある。
4. 受付期間および場所
  - 2023年3月27日（月）～2023年4月25日（火）  
平日 11:30～16:30（土・日・祝日は受付を行わない）
  - 生協事務所（東広島キャンパス 西第2福利会館1階：Tel082-424-2525）
5. その他  
立候補者は、総代会において所信表明することができる。

以上